

地方分権一括法の施行に伴う医療法に関する 条例の制定について

1 背景・経緯

地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備に関する法律）が平成 23 年 8 月 30 日に公布された。

これを受け、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準の一部について、都道府県条例で定めることとされた。

2 条例で定める基準の概要

（1）従うべき基準

- 専属薬剤師の配置基準
- 病院の人員配置基準（薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士）
- 療養病床を有する診療所の人員配置基準（看護師、准看護師、看護補助者）
- 病院等の病床数を算定する場合の補正基準

（2）参酌すべき基準

- 病院の人員配置基準（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員等）
- 病院の施設及び構造設備基準（消毒施設、洗濯施設、療養病床を有する病院の談話室・食堂・浴室）
※医療法第 21 条第 1 項第 2 号から第 11 号の施設を除く
- 療養病床を有する診療所の人員配置基準（事務員その他の従業員）
- 療養病床を有する診療所の施設及び構造設備基準（談話室、食堂、浴室）
※医療法第 21 条第 2 項第 2 号の施設を除く

■従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

■参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 県が定める基準の考え

次の理由から、医療法及び医療法施行規則による基準については、本県の実情等に照らし適切なものと認められ、県条例においても、国の基準と同一の基準を設定することが適当であると考えられる。

・これまで、国の法令による基準により、当該施設等の設置目的に応じた適切な運営が行われていること。

4 条例制定のスケジュール等

(1) 医療法改正による基準の適用時期

医療法等の改正に伴う基準の適用は、施行日である平成24年4月1日からとなり、条例の施行日以降、条例による基準が適用される。(経過措置は1年間)

(2) 条例制定のスケジュール

平成24年4月25日	医療審議会への説明
平成24年7月中旬	条例素案の確定
平成24年8月	パブリックコメント
平成24年9月下旬	条例案の確定
平成24年10月	法令審査委員会・幹事会
平成24年12月	条例案議会審議
平成24年12月末	条例公布
平成25年1月～3月	条例周知期間
平成25年4月1日	条例施行